

**平成 24 年度 都内における障害者虐待の状況**  
(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

**1 養護者による障害者虐待についての対応状況**

(1) 相談・通報・届出の状況 (表 1)

平成 24 年度、養護者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、236 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 71 件 (30.1%) と最も多く、次いで「本人による届出」が 62 件 (26.3%)、「当該区市町村行政職員」が 26 件 (11.0%) であった。

表 1 相談・通報・届出の状況 (重複あり)

	総数	相談・通報・届出者の内訳											
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	養護者(虐待者)自身	警察	当該区市町村行政職員	その他	不明(匿名を含む)
件数	236	62	20	18	6	10	2	71	1	3	26	17	6
構成割合 (%)	-	26.3	8.5	7.6	2.5	4.2	0.8	30.1	0.4	1.3	11.0	7.2	2.5

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

(2) 事実確認調査の状況 (表 2、表 3)

「事実確認調査を行った事例」は 183 件 (77.5%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 53 件 (22.5%) であった。

事実確認調査の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下「虐待判断事例」という。) の数は、93 件 (39.4%) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が 101 件 (55.2%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が 80 件 (43.7%) であり、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認を行った事例」は 2 件 (1.1%) であった。

表 2 事実確認調査の状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	183	77.5
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	93	(39.4)
虐待ではないと判断した又は虐待の判断に至らなかった事例	90	(38.1)
事実確認調査を行っていない事例	53	22.5
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	50	(21.2)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	3	(1.3)
合計	236	-

表 3 事実確認調査の方法

	件数	構成割合 (%)
立入調査（法第11条） <u>以外</u> の方法により事実確認を行った事例	181	98.9
訪問調査により事実確認を行った事例	101	(55.2)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	80	(43.7)
立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例	2	1.1
警察が同行した事例	0	(0.0)
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	2	(1.1)
合計	183	-

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例について

以下、93 件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型(表 4)

「身体的虐待」が 58 件 (62.4%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 34 件 (36.6%)、「経済的虐待」が 29 件 (31.2%)、「放棄、放置 (ネグレクト)」が 22 件 (23.7%)、「性的虐待」が 5 件 (5.4%) であった。

表 4 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	58	5	34	22	29
構成割合 (%)	62.4	5.4	36.6	23.7	31.2

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 93 件と一致しない。

※ 構成割合は、虐待判断事例数 93 件に対するもの。

イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者（以下「虐待者」という。）の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢(表 5、表 6)

被虐待障害者の性別は、「女性」が 65 人 (68.4%)、「男性」が 30 人 (31.6%) であった。

年齢階層別では、「40～49 歳」が 28 人 (29.5%) と最も多かった。

なお、1つの事例について被虐待障害者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 93 件に対し、被虐待障害者数は 95 人であった。

表 5 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	30	65	95
構成割合 (%)	31.6	68.4	-

表 6 被虐待障害者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	3	18	12	28	21	12	1	95
構成割合 (%)	3.2	18.9	12.6	29.5	22.1	12.6	1.1	-

(b) 障害種別 (表 7)

障害種別では、「知的障害」が 40 人 (42.1%) と最も多く、次いで「身体障害」が 36 人 (37.9%)、「精神障害 (発達障害を除く)」が 34 人 (35.8%) であった。

表 7 障害種別 (重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	36	40	34	4	7
構成割合 (%)	37.9	42.1	35.8	4.2	7.4

※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数 95 人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数 95 人に対するもの。

(c) 障害福祉サービス等の利用状況（表 8）

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者自立支援法上の福祉サービス」が 55 人（57.9%）で最も多く、次いで、「自立支援医療」が 28 人（29.5%）、「利用なし」が 22 人（23.2%）の順であった。

表 8 障害福祉サービス等の利用状況（重複あり）

	人数	構成割合 (%)
障害者自立支援法上の福祉サービス	55	57.9
児童福祉法上のサービス	1	1.1
自立支援医療	28	29.5
地域生活支援事業のサービス	13	13.7
区市町村及び都道府県が実施する事業	6	6.3
その他	6	6.3
利用なし	22	23.2
不明	1	1.1

※ 1人が複数のサービス等を利用している場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 93 件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数 95 人に対するもの。

(d) 行動障害の有無（表 9）

「行動障害がない」が 76 人（80.0%）で、最も多かった。

表 9 行動障害の有無

	人数	構成割合 (%)
①強い行動障害がある（区分 3、行動関連項目 8 点以上）	5	5.3
②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	3	3.2
③行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	10	10.5
④行動障害がない	76	80.0
⑤行動障害の有無が不明	1	1.1
合計	95	-

(e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況（表 10）

「虐待者と同居」が 71 件（76.3%）であった。

表 10 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合 (%)
虐待者と同居	71	76.3
虐待者と別居	20	21.5
その他	2	2.2
合計	93	-

(f) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄(表 11)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「母」及び「兄弟姉妹」がそれぞれ 28 人 (24.1%) と最も多く、次いで「父」が 27 人 (23.3%)、「夫」が 13 人 (11.2%) の順であった。

なお、1つの事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 93 件に対し、虐待者数は 116 人であった。

表 11 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	不明	合計
人数	27	28	13	2	3	6	28	8	1	116
構成割合 (%)	23.3	24.1	11.2	1.7	2.6	5.2	24.1	6.9	0.9	-

(g) 虐待者の年齢 (表 12)

虐待者の年齢階層別では、「60 歳以上」が 44 人 (37.9%) と最も多く、次いで「50~59 歳」が 25 人 (21.6%)、「40~49 歳」が 23 人 (19.8%) の順であった。

表 12 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	10	5	23	25	44	8	116
構成割合 (%)	0.9	8.6	4.3	19.8	21.6	37.9	6.9	-

ウ 虐待への対応策

(a) 分離の有無(表 13)

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 29 件 (31.2%)、「被虐待障害者と虐待者を分離していない事例 (一度も分離していない事例)」が 47 件 (50.5%) であった。

表 13 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合 (%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例	29	31.2
被虐待障害者と虐待者を分離していない事例 (一度も分離していない事例)	47	50.5
現在対応について検討・調整中の事例	15	16.1
その他	2	2.2
合計	93	-

(b) 分離を行った事例の対応の内訳(表 14)

分離を行った事例(表 13 の「分離を行った事例」29 件)における対応は、「①契約による障害福祉サービスの利用」が 11 件(37.9%)と最も多く、次いで、「④医療機関への一時入院」が 6 件(20.7%)、「③ ①、②以外の方法による一時保護」が 3 件(10.3%)、「②やむを得ない事由等による措置」が 2 件(6.9%)の順であった。

表 14 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
①契約による障害福祉サービスの利用	11	37.9
①のうち面会の制限を行った事例	2	-
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	6.9
②のうち面会の制限を行った事例	0	-
③ ①、②以外の方法による一時保護	3	10.3
③のうち面会の制限を行った事例	3	-
④医療機関への一時入院	6	20.7
④のうち面会の制限を行った事例	3	-
⑤その他	7	24.1
⑤のうち面会の制限を行った事例	0	-
合計	29	-
うち面会の制限を行った事例 計	8	合計に占める割合 (27.6)

※ 構成割合は、分離を行った事例数 29 件に対するもの。

(c) 分離していない事例の対応の内訳(表 15)

分離していない事例(表 13 の「分離していない事例」47 件)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 23 件(48.9%)と最も多く、次いで「見守りのみ」が 14 件(29.8%)であった。

表 15 分離していない事例の対応の内訳(「⑦見守りのみ」を除き重複あり)

	件数	構成割合(%)
①養護者に対する指導・助言(②に至った事例を除く)	23	48.9
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0
③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	9	19.1
④既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	4	8.5
⑤被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	3	6.4
⑥その他	8	17.0
⑦見守りのみ	14	29.8

※ 1つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は分離していない事例数 47 件と一致しない。

※ 構成割合は、分離していない事例数 47 件に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応(表 16)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が5件、「利用手続中」が4件であり、これらを合わせた9件のうち、区市町村長申立ての事例は5件(55.6%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は0件であった。

表 16 権利擁護に関する対応

	件数
①成年後見制度利用開始済	5
②成年後見制度利用手続中	4
①・②のうち区市町村長申立ての事例	5
③日常生活自立支援事業の利用	0

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報・届出の状況(表 17)

平成 24 年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、107 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 31 件 (29.0%) と最も多く、次いで「家族・親族」が 19 件 (17.8%) であった。

表 17 相談・通報・届出の状況 (重複あり)

	総数	相談・通報・届出者の内訳											
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	他の施設・事業所職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	その他	不明(匿名を含む)
件数	107	31	19	13	0	1	9	11	2	1	1	33	6
構成割合 (%)	-	29.0	17.8	12.1	0.0	0.9	8.4	10.3	1.9	0.9	0.9	30.8	5.6

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。また、1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通報・届出件数総数についても重複して計上している。

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

### (2) 事実確認調査の状況 (表 18)

「事実確認調査を行った事例」は 81 件 (75.7%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 26 件 (24.3%) であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、7 件 (6.5%) であった。

表 18 事実確認調査の状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	81	75.7
虐待の事実が認められた事例	7	(6.5)
虐待の事実が認められなかった又は虐待の判断に至らなかった事例	74	(69.2)
事実確認調査を行っていない事例	26	24.3
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	18	(16.8)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	3	(2.8)
その他	5	(4.7)
合計	107	-

※ 1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。



(3) 区市町村から都道府県への報告

事実確認調査を行った事例 81 件のうち、12 件について区市町村から都へ報告があった。「虐待の事実が認められた事例」が 7 件、「区市町村で事実確認調査を行ったが虐待の判断に至らなかった事例」のうち「更に事実確認を行う必要がある事例」が 5 件であった。

また、都外の市町村からも、都内の施設・事業所について「虐待の事実が認められた事例」として、1 件の報告があった。

なお、同一の施設・事業所について、複数の区市町村から報告があった事例があるため、区市町村（都外含む。）の事実確認調査により虐待の事実が認められた施設・事業所の数は 6 か所であった。

(4) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例について

以下、虐待の事実が認められたとして区市町村（都外含む。）から報告があった 6 か所の施設・事業所のほか、都において事実確認等の対応を行い、虐待の事実が認められた施設・事業所 1 か所の合計 7 か所の事例（以下「虐待判断事例」という。）を対象に、虐待の種別・類型、施設・事業所の種別、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型（表 19）

「身体的虐待」が 5 件、「心理的虐待」が 3 件、「性的虐待」が 1 件であった。

表 19 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	5	1	3	0	0

※ 1 つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 7 か所と一致しない。

イ 施設・事業所の種別（表 20、表 21）

「障害者支援施設」が 4 件、「生活介護」「短期入所」「共同生活介護」「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援 B 型」「共同生活援助」がそれぞれ 1 件であった。

主たる対象者の障害種別では、「知的障害」が 5 件と最も多く、次いで「身体障害」及び「精神障害（発達障害を除く）」がそれぞれ 1 件であった。

表 20 施設・事業所の種別（重複あり）

	障害者 支援施設	生活介護	短期入所	共同生活 介護	自立訓練 (生活訓練)	就労継続 支援 B 型	共同生活 援助
件数	4	1	1	1	1	1	1

※ 1 つの事例について複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 7 か所と一致しない。

表 21 施設・事業所の主たる対象者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
件数	1	5	1	0	0

ウ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種（表 22）

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種は、「生活支援員」が 5 件、「サービス管理責任者」及び「設置者・経営者」がそれぞれ 1 件であった。

表 22 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	生活支援員	サービス管理責任者	設置者・経営者
件数	5	1	1

エ 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 23）

区市町村（都外含む。）及び都が、虐待判断事例 7 か所に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村（都外含む。）による対応は、「施設・事業所に対する指導」が 2 件、「改善計画提出依頼」が 4 件であった。

都が講じた措置（平成 25 年 10 月時点）は、「施設・事業所に対する指導」が 6 件、「報告徴収・立入検査」が 7 件、「改善勧告」及び「指定の効力の一部停止」がそれぞれ 1 件であった。

表 23 虐待の事実が認められた事例への対応状況（重複あり）

対応状況		件数
区市町村による対応	施設・事業所に対する指導	2
	改善計画提出依頼	4
	その他	4
都が講じた措置	施設・事業所に対する指導	6
	報告徴収・立入検査	7
	改善勧告	1
	指定の効力の一部停止	1

※ 1 つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 7 か所と一致しない。

### 3 使用者による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 区市町村の対応状況

##### ア 相談・通報・届出の状況（表 24）

平成 24 年度、区市町村で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、32 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」及び「不明（匿名を含む）」がそれぞれ 13 件（40.6%）と最も多く、次いで「職場の同僚」が 4 件（12.5%）であった。

表 24 相談・通報・届出の状況（重複あり）

	総数	相談・通報・届出者の内訳											
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該区市町村行政職員	その他	不明（匿名を含む）
件数	32	13	3	3	1	0	3	4	0	0	0	7	13
構成割合 (%)	-	40.6	9.4	9.4	3.1	0.0	9.4	12.5	0.0	0.0	0.0	21.9	40.6

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。また、1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通報・届出件数総数についても重複して計上している。

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

##### イ 事実確認調査の状況（表 25）

「事実確認調査を行った事例」、「事実確認調査を行わなかった事例」、それぞれ 16 件であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」は 0 件であった。

表 25 事実確認調査の状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	16	50.0
虐待の事実が認められた事例	0	(0.0)
虐待の事実が認められなかった又は虐待の判断に至らなかった事例	16	(50.0)
事実確認調査を行っていない事例	16	50.0
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	7	(21.9)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の可否を検討中の事例	6	(18.8)
事実確認調査を行わず、都道府県に通知した事例	3	(9.4)
合計	32	-

※ 1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。

ウ 都道府県への通知

相談・通報・届出を受理した 32 件の事例のうち、4 件について区市町村から都へ通知があった。「区市町村で事実確認調査を行ったが虐待の判断に至らなかった事例」のうち「更に事実確認を行う必要がある事例」が 1 件、「区市町村において事実確認調査を行わず、都道府県に通知した事例」が 3 件であった。

(2) 都の対応状況

ア 相談・通報・届出の状況

平成 24 年度、都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、3 件であった。

相談・通報・届出者は全て「本人による届出」であった。

イ 事実確認調査及び都道府県労働局への報告の状況（表 26）

都で受け付けた事例 3 件については、相談・通報・届出を受理した段階で「明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1 件、「後日、事実確認を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 1 件、「事実確認調査を行わず、都道府県労働局に報告した事例」が 1 件であった。

また、区市町村から通知があった事例 4 件については、「事実確認調査を行った結果、虐待の事実が認められなかった事例」が 1 件、「後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 2 件、「事実確認調査を行わず、都道府県労働局に報告した事例」が 1 件であった。

表 26 事実確認調査及び都道府県労働局への報告の状況

	件数	構成割合 (%)
都で受け付けた事例	3	42.9
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1	(14.3)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	(14.3)
事実確認調査を行わず、都道府県労働局に報告した事例	1	(14.3)
区市町村から通知があった事例	4	57.2
事実確認調査を行った結果、虐待の事実が認められなかった事例	1	(14.3)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	2	(28.6)
事実確認調査を行わず、都道府県労働局に報告した事例	1	(14.3)
合計	7	-

#### 4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成 24 年度末の状況は以下のとおり。

表 27 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	54	8
	構成割合 (%)	87.1%	12.9%
住民への通報義務の周知	区市町村数	51	11
	構成割合 (%)	82.3%	17.7%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	区市町村数	15	47
	構成割合 (%)	24.2%	75.8%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修 (都道府県その他団体研修への職員参加を含む。)	区市町村数	45	17
	構成割合 (%)	72.6%	27.4%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓発活動	区市町村数	44	18
	構成割合 (%)	71.0%	29.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法についての周知	区市町村数	46	16
	構成割合 (%)	74.2%	25.8%
独自の障害者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	区市町村数	36	26
	構成割合 (%)	58.1%	41.9%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。)	区市町村数	28	34
	構成割合 (%)	45.2%	54.8%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体制強化	区市町村数	33	29
	構成割合 (%)	53.2%	46.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	区市町村数	33	29
	構成割合 (%)	53.2%	46.8%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	区市町村数	43	19
	構成割合 (%)	69.4%	30.6%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	区市町村数	39	23
	構成割合 (%)	62.9%	37.1%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	区市町村数	25	37
	構成割合 (%)	40.3%	59.7%
法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	区市町村数	23	39
	構成割合 (%)	37.1%	62.9%